

6 数値目標

本計画においては、施策ごとに目標を設定し、効果的な自殺対策の推進を図ります。

項目	指標	現状値 (2017年)	目標値 (2023年)
基本施策	1 地域におけるネットワークの強化	未設置	2019年度設置、延べ5回以上開催
	2 自殺対策を支える人材の育成	延べ395人	延べ900人
	3 市民への啓発と周知	66.5% (2016年)	73%
	4 生きることの促進 要因への支援	70.4% (2016年)	80%
	5 児童生徒への教育	79.1% (2016年)	80%
重点施策	1 働く世代への支援	24.6%	50%
	2 高齢者への支援	89.0% (2016年)	91%
	3 生活困窮者への支援	未実施	延べ25回
		未実施	30件/年
		16団体	30団体
		56件/年	70件/年
		37件/年	50件/年

※ 生活困窮、生活保護相談窓口での実数を示す

7 推進体制

刈谷市自殺対策計画推進委員会（仮称）の開催

行政と学識経験者、関係団体等で構成する「刈谷市自殺対策計画推進委員会（仮称）」を開催し、関係団体等と連携・協働し、総合的に自殺対策を推進します。

計画の周知

計画の内容を広く市民に理解してもらうために、ホームページへの掲載や概要版の配布を通して、計画の周知を行います。

刈谷市自殺対策計画【概要版】

2019年 3月

発行：刈谷市 編集：福祉健康部 健康推進課
〒448-0858 刈谷市若松町3丁目8番地2
TEL: (0566)23-8877 FAX: (0566)26-0505

1 計画の趣旨

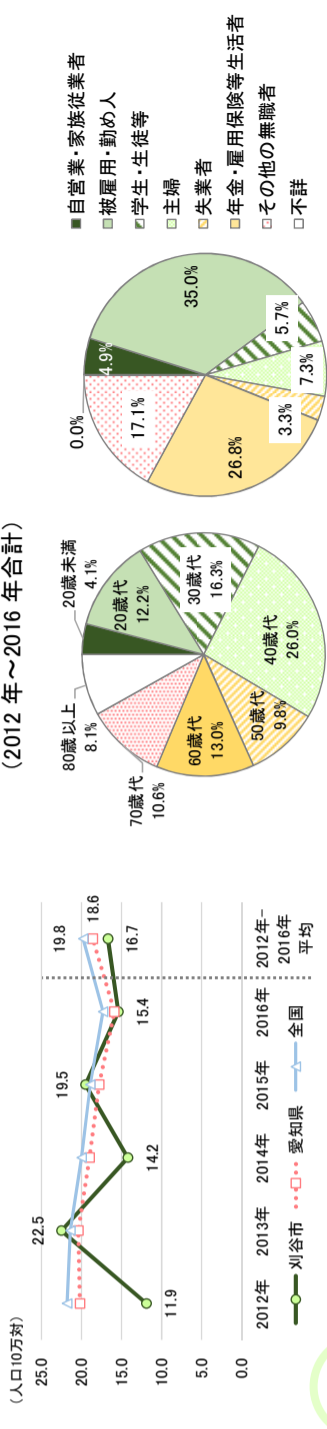
計画期間 2019年度～2023年度

わが国では、2006年に自殺対策基本法が施行されたことを機に、自殺対策は大きく前進してきましたが、さらなる自殺対策の強化に向け、2016年に自殺対策基本法が改正されました。そこで、すべての市町村において「地域自殺対策計画」を策定することとなり、本市においても、現在までの取り組みを整理し、今後の自殺対策の方向性を示す「刈谷市自殺対策計画」を策定しました。

2 自殺の現状

本市の自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)についてみると、2012年から2016年平均で16.7であり、全国の19.8、愛知県の18.6と比較すると低くなっています。年代別にみると、30～40歳代が3分の1以上を占めており、働き盛りの世代の自殺者数の割合が高くなっています。職業別にみると、「被雇用・勤め人」の割合が最も高く、次いで「年金・雇用保険等生活者」が高くなっています。

■自殺死亡率の推移 (人口10万対) ■年代別自殺者数の割合 (2012年～2016年合計) ■職業別自殺者数の割合 (2012年～2016年合計)



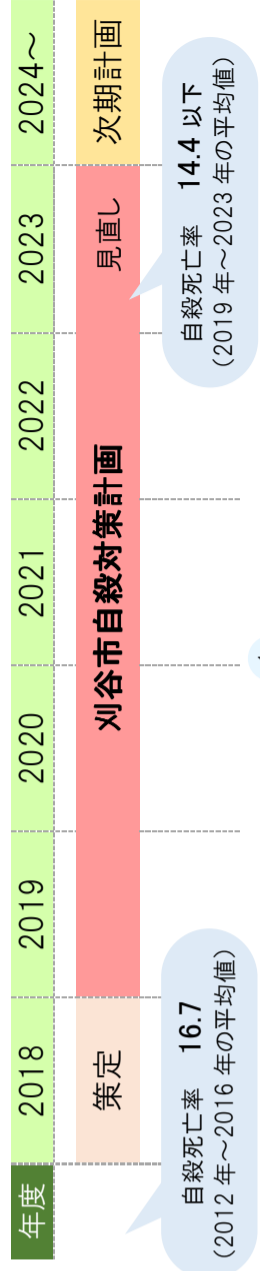
3 基本理念

みんなの「生きる」を支え、あしたへつなぐまち“かりや”

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、誰にでも起こる可能性があります。市民がさまざまな困難に直面した場合に、一人で抱え込むのではなく、みんなで支え合い、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目指します。

4 基本目標

2023年までに自殺死亡者を14.4以下まで減少させる



本市の現状・課題を受け、基本目標を達成するための施策を設定し、取り組みを推進します。

基本施策

自殺の背景には、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方等、さまざまな要因が複雑に関係しているため、以下の5つを『基本施策』とし、全市的かつ総合的に推進します。

1

地域におけるネットワークの強化

自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワークと自殺対策との連携の強化に取り組めます。

- (1) 全市的なネットワークの強化
- (2) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

2

自殺対策を支える人材の育成

保健、医療、福祉、教育、労働等の関係者をはじめ、幅広い分野・対象へのゲートキーパー※の養成や各種研修等を行い、多くの市民が適切な行動をとることができるよう、取り組みます。

- (1) 市職員・関係機関等を対象とする研修の開催
- (2) 市民を対象とする研修の開催

3

市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるような危機に陥った場合には、誰かに助けを求めることが重要であるということが、社会全体の共通認識となるよう、広報活動等を通じた啓発と周知を積極的に行います。

- (1) リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用
- (2) 各種支援情報の周知
- (3) 市民向け講演会・イベント等の開催
- (4) その他の啓発

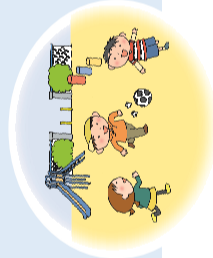


5

児童生徒への教育

困難やストレスに直面した児童生徒が助けの声をあげることができるよう、SOSの出し方と友達のSO SIに気づくことができる教育を推進します。また、相談しやすい環境づくりに努め、SOSを受信した場合、学校・地域・関係機関が連携して支援します。

- (1) SOSの出し方に関する教育
- (2) 悩みを抱えた児童生徒への支援



重点施策

各種統計や自殺の状況等から、「働く世代」「高齢者」「生活困窮者」が、特に本市の自殺対策における優先的な取り組み対象であるため、『重点施策』として推進します。

1

働く世代への支援

[現状・課題]
・自殺者は「被雇用・勤め人」や男性の30～40歳代で多くなっている
・企業と連携したメンタルヘルス対策や働く環境の改善、働く人に対する相談体制が必要

職場におけるメンタルヘルスケアやハラスメント対策等、職場環境改善の取り組みを推進します。

- (1) 相談支援
- (2) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- (3) 職場の環境づくり
- (4) 経営者に対する相談事業の実施等

2

高齢者への支援

[現状・課題]
・高齢の女性の自殺が多い
・加齢による身体疾患や病苦が自殺の原因・動機となっており、健康づくりや健康への不安の解消、相談支援が必要

高齢者の健康不安に対する支援や孤立・孤独を防ぐ居場所づくり、社会参加の強化などの支援を推進します。

- (1) 包括的な支援のための連携の推進
- (2) 健康不安に対する支援
- (3) 社会参加の強化と孤立・孤独の予防

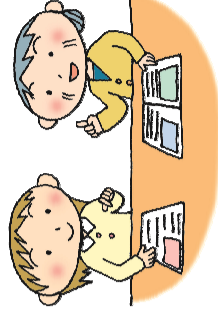
3

生活困窮者への支援

[現状・課題]
・自殺の原因・動機は、「経済・生活問題」に次いで多い
・自殺者の背景として、失業による生活苦からうつ病を発症し自殺に至るケースが多い
・生活困窮者は社会的に孤立しやすい傾向にあるため、関係機関と連携した適切な支援の提供が必要

経済的な問題に加えて障害、精神疾患、介護、労働、住居等の問題を複合的に抱えている傾向にあるため、関係機関との連携を図り、相談者の自立に向けた支援を推進します。

- (1) 経済的困窮者への支援
- (2) 自立支援に向けた連携の推進



※ゲートキーパー……自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人
のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人